

山梨県公報

号外第四十一号

日曜

令和七年
十一月一十八日

金

令和7年度 定例監査実施結果[上期分]

○監査の結果に関する報告の公表……………】

四 次
監査委員

監査委員

山梨県監査委員告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百九十九条の規定に基づいて執行した監査の結果に関する報告を同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

令和七年十一月一十八日

山梨県監査委員
入倉正人
中込秀人
卯月純人
宮本憲人

監査実施機関数					
監査箇所	本庁	かい	その他の機関	計	1
人口減少危機対策事務局	1				
本部					
高度政策推進局	4				4
総合県民支援局	7				7
新価値・地域創造推進局	7				7
総務部	11				11
防災局	3				3
福祉保健部	8				8
森林環境部	8	4			12
産業政策部	5				5
観光文化・スポーツ部	8				8
農政部	9	4			13
県土整備部	16	8			24
出入納局	3				3
企業局	3	4			7
教育委員会	10				10
議会事務局	1				1
行政委員会	3				3
警察本部	29				29
合計	136	20	0		156

2 監査対象期間
令和6年度

3 監査実施期間
令和7年4月17日～令和7年9月12日

4 監査方法

山梨県監査基準に準拠し、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿、証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。
定期監査を効果的に実施するため、重点的に監査を行う事項（以下「重点事項」という。）を定めて監査しており、今年度は「業務委託契約に係る事務処理は適切に行われているか」を重点事項と定めた。

5 監査結果区分

定期監査結果は、次のとおり区分した。

区分	摘要	要
指摘事項	法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの	
指導事項	指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの	
注意事項	不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの	

6. 处理方法

指摘事項及び指導事項については、関係機関に対し監査結果を報告し、かつ、これを公表する。また、監査対象機関等に対しては、文書で通知のうえ処理状況の回答を求め、その回答内容についても公表する。監査対象機関等に文書で通知する。

7. 監査結果

財務に関する事務及び工事の執行全般について、概ね適正に処理されていたが、一部改善を要する事項が認められた。指導事項、注意事項、注意事項の区分ごとの集計は下表のとおりである。

令和7年度上期 A									
区分	予算	収入	支出	給与	財産	物品	契約	工事	重点事項その他
指摘事項	1		1	1				1	1
指導事項	8	7	10	17	8	1	7	14	72
注意事項	3	1			1	3		13	21
合計	12	8	10	17	9	4	7	27	94

令和6年度上期 B

区分	予算	収入	支出	給与	財産	物品	契約	工事	重点事項その他	合計
指摘事項			1	1				1		3
指導事項	43	6	9	15	15	21		3		112
注意事項	4	11	3		2	16			1	37
合計	47	18	12	16	17	37		4	1	152

令和7年度上期と令和6年度上期との対比 (A-B)

区分	予算	収入	支出	給与	財産	物品	契約	工事	重点事項その他	合計
指摘事項	1	▲ 1		▲ 1				▲ 1		▲ 2
指導事項	▲ 35	1	1	2	▲ 7	▲ 20	7	11		▲ 40
注意事項	▲ 1	▲ 10	▲ 3	▲ 1	▲ 13		13	▲ 1	▲ 16	
合計	▲ 35	▲ 10	▲ 2	1	▲ 8	▲ 33	7	23	▲ 1	▲ 58

8. 監査実施機関ごとの監査結果

別添1のとおりである。

監査対象機関	高度政策推進局 広聴広報グループ
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月16日、8月26日
監査の結果	監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	総合県民支援局 男女共同参画・多様性推進課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月31日、9月9日

9. 監査結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、令和7年度上期における監査の結果に添えて提出する意見は、別添2のとおりである。

(指摘事項)なし
(指摘事項)4件(給与2、財産2)
1) 現金支給に係る職員の時間外勤務手当の追加支給分が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延していた。
2) 月60時間超の時間外勤務による実績の人事給与システムへの入力において、支給割合の区分を誤り、時間外勤務手当を過少に支給しているものがあった。
3) 行政財産使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告が行われていないものがあった。また、許可期間が1年を超える場合は、許可指令書に使用料改定の規定を付け加えこととされているが、付け加えていないものがあった。

4) 土地賃貸借に係る長期継続契約において、契約書に予算の範囲において給付を受けるという解除権を留保した条項が設けられていないものがあった。
(注意事項) なし

監査対象機関	総合県民支援局 子育て・次世代サポート課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月30日、9月9日

監査対象機関	総合県民支援局 県民生活支援課（スマート窓口室）
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月17日、9月9日

監査対象機関	新価値・地域創造推進局 山梨・富士山未来課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月3日、7月30日

監査対象機関	総合県民支援局 こども福祉課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年8月1日、9月9日

監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	新価値・地域創造推進局 新事業・地域ブランド課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年6月27日、7月30日

監査対象機関	新価値・地域創造推進局 国際戦略・自然首都圏推進課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年6月20日、7月30日

監査対象機関	総合県民支援局 まなび支援課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月22日、9月9日

監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	新価値・地域創造推進局 新事業・地域ブランド課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年6月27日、7月30日

監査対象機関	新価値・地域創造推進局 国際戦略・自然首都圏推進課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年6月20日、7月30日

監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	新価値・地域創造推進局 国際戦略・自然首都圏推進課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年6月20日、7月30日

た。

- ②情報セキュリティに関する特記事項に、受託者は、受託業務を再委託するときは、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者及び本業務の従事者を書面で明らかにしなければならないと定められているが、履行されていなかった。

(注意事項) 2件(重点事項2)

監査対象機関	新価値・地域創造推進局 リニア・次世代交通推進課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年6月18日、7月30日

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	総務部 財政課
監査対象期間	令和6年度内訳料利用料の未収金について、山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則に定める督促状の発付が、納期限後20日以内に行われていなかった。
監査実施日	令和7年6月26日、9月9日

(注意事項) なし

監査対象機関	新価値・地域創造推進局 地域エネルギー推進課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年6月26日、7月30日

監査の結果

監査対象機関	総務部 税務課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月29日、9月9日

監査の結果

監査対象機関	新価値・地域創造推進局 DX課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年6月19日、7月30日

監査対象機関	新価値・地域創造推進局 DX課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月9日、9月9日

監査対象機関	総務部 資産高度利用推進課(庁舎管理室)
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年6月19日、9月9日

監査対象機関	総務部 資産高度利用推進課(庁舎管理室)
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月9日、9月9日

監査対象機関	総務部 行政法務課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月3日、9月9日

監査対象機関	総務部 行政法務課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月3日、9月9日

監査対象機関	総務部 行政法務課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月3日、9月9日

監査対象機関	総務部 行政法務課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月3日、9月9日

監査対象機関	総務部 行政法務課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月3日、9月9日

監査対象機関	総務部 行政法務課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月3日、9月9日

監査対象機関	総務部 行政法務課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月3日、9月9日

監査対象機関	総務部 行政法務課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月3日、9月9日

監査対象機関	総務部 行政法務課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月3日、9月9日

監査対象機関	総務部 行政法務課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月3日、9月9日

監査対象機関	総務部 行政法務課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月3日、9月9日

監査対象機関	総務部 行政法務課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月3日、9月9日

監査対象機関	総務部 行政法務課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月3日、9月9日

監査対象機関	総務部 行政法務課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月3日、9月9日

監査対象機関	総務部 行政法務課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月3日、9月9日

監査対象機関	総務部 行政法務課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月3日、9月9日

監査対象機関	総務部 行政法務課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月3日、9月9日

監査対象機関	総務部 行政法務課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月3日、9月9日

監査対象機関	総務部 行政法務課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月3日、9月9日

監査対象機関	総務部 行政法務課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月3日、9月9日

監査対象機関	総務部 行政法務課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月3日、9月9日

監査対象機関	総務部 行政法務課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月3日、9月9日

監査対象機関	総務部 行政法務課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月3日、9月9日

監査対象機関	総務部 行政法務課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月3日、9月9日

監査対象機関	総務部 行政法務課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月3日、9月9日

監査対象機関	総務部 行政法務課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月3日、9月9日

監査対象機関	総務部 行政法務課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月3日、9月9日

監査対象機関	総務部 行政法務課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月3日、9月9日

監査対象機関	総務部 行政法務課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月3日、9月9日

監査対象機関	総務部 行政法務課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月3日、9月9日

監査対象機関	総務部 市町村振興課（財政企画室）
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年6月10日、9月9日
	監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	
監査対象機関	総務部 北富士演習場対策課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月29日、9月9日
	監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 2件（支出1、給与1）	
1) 資金前渡（精算あり）で支出していた次の3件について、前渡資金精算書を作成していくなかつた。	
①防災局年賃状購入に要する経費	
②防災行政無線の敷地等の借上げに要する経費（甘利山補助中継局分）	
③防災行政無線の敷地等の借上げに要する経費（大月補助中継局分）	
2) 週休日の振替に係る時間外勤務手当について、次のとおり不備があった。	
①同一週内に振替ができなかつたため、1週間の勤務時間が3.8時間4.5分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に2.5／1.00の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給していくが、当該週に別の週の4時間の割振変更を行つたことにより、過大に支給してゐるものがあつた。	
②振替を行つた勤務日とつた日ににおける時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま過大に支給してゐるものがあつた。	
(注意事項) なし	
監査対象機関	防災局 消防保安課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年6月16日、7月30日
	監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。	
監査対象機関	福祉保健部 福祉保健総務課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月24日、9月12日
	監査の結果
(指摘事項) なし	
(指導事項) 2件（給与1、重点事項1）	
1) 週休日の振替に係る時間外勤務手当等について、次のとおり不備があつた。	

①やむを得ない理由で司一週間に振替ができない場合、1週間の勤務時間が3.8時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25／100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。
②週休日と替休日とならない休日とが重なる日において、週休日の振替はなされた一方で、休日の代休日の指定がなされずに勤務が命ぜられた場合、休日勤務手当を支給すべきところ、支給されていなかった。
2) レセプト・作業業務委託契約書の個人情報取扱特記事項に、受託者は発注者である山梨県に対して、作業従事者及び個人情報保護責任者を書面により報告しなければないと定められていたが、履行されていなかった。
(注意事項) なし
監査対象機関 福祉保健部 健康長寿推進課
監査対象期間 令和6年度
監査実施日 令和7年7月17日、9月12日
監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。
監査対象機関 福祉保健部 国保接護課
監査対象期間 令和6年度
監査実施日 令和7年7月23日、9月12日
監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。
監査対象機関 福祉保健部 障害福祉課
監査対象期間 令和6年度
監査実施日 令和7年7月16日、9月12日
監査の結果
(指摘事項) なし
(指摘事項) 2件 (物品1、契約1)
1) 貨物品について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていないもののがあった。
2) 重度心身障害者医療費貸与管理システム及び精神保健福祉手帳等開通業務システム用サーバー機器等貯金借契約書において、次のとおり不備があった。
①契約書第2.5条に定める個人情報取扱特記事項に、受託者は発注者である山梨県知事に対して、作業従事者及び個人情報保護責任者を書面により報告しなければならないと定められているが、履行されていなかった。
②同第2.6条に定める情報をセキュリティに関する特記事項が添付されていなかった。
(注意事項) なし

監査対象機関	福祉保健部 衛生業務課	監査対象機関	森林環境部 林業振興課
監査対象期間	令和6年度	監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月31日、9月12日	監査実施日	令和7年6月13日、7月23日
監査の結果			監査の結果
(指摘事項) なし			指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。
(指導事項) 1件 (重点事項1)			1) 次の委託契約書において、履行期限までに委託業務を完了することができない場合における延滞違約金条項が設けられていないかった。
①外部精度管理調査業務委託契約書 ②試験採点業務委託契約書			
(注意事項) なし			

監査対象機関	福祉保健部 健康増進課	監査対象機関	森林環境部 治山林道課
監査対象期間	令和6年度	監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月30日、9月12日	監査実施日	令和7年6月17日、7月23日
監査の結果			監査の結果
(指摘事項) なし			指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。
(指導事項) なし			
(注意事項) 1件 (契約1)			

監査対象機関	福祉保健部 感染症対策センター	監査対象機関	森林環境部 大気水質保全課
監査対象期間	令和6年度	監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月22日、9月12日	監査実施日	令和7年6月18日、7月23日
監査の結果			監査の結果
(指摘事項) なし			(指摘事項) なし
(指導事項) なし			(指導事項) なし
(注意事項) 1件 (重点事項1)			(注意事項) 1件 (重点事項1)

監査対象機関	森林環境部 森林環境政策課	監査対象機関	森林環境部 森林整備課
監査対象期間	令和6年度	監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年6月12日、7月23日	監査実施日	令和7年6月13日、7月30日
監査の結果			監査の結果
(指摘事項) なし			(指摘事項) なし
(指導事項) なし			(指導事項) なし
(注意事項) 1件 (支出1)			(注意事項) 1件 (支出1)

監査対象機関	森林環境部 森林整備課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年6月16日、7月23日
監査の結果	
(指摘事項) なし	

監査対象機関	森林環境部 森林整備課	監査対象機関	森林環境部 環境整備課
監査対象期間	令和6年度	監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年6月16日、7月23日	監査実施日	令和7年6月10日、7月30日
監査の結果			監査の結果
(指摘事項) なし			(指摘事項) なし
(指導事項) なし			(指導事項) なし
(注意事項) 1件 (重点事項1)			(注意事項) 1件 (重点事項1)

1) 現金の出納をしたときは、財務規則第44条第5項により現金出納簿に現金領収月計表を作成して月別に編集しなければならないとされているが、現金領収月計表が作成されていない月があった。
2) 令和6年度産業廃棄物実態調査業務委託契約書の情報セキュリティに関する特記事項に、受託者は発注者である山梨県知事に対して、受託業務に係るセキュリティ責任者及び業務従事者を書面で明らかにしなければならないと定められているが、履行されていなかった。

(注意事項) 1件(収入1)	
監査対象機関	森林環境部 自然共生推進課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年6月16日、7月30日
	監査の結果
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件(財産1)	1) 借受財産について、公有財産事務取扱規則第5・4条第2項に定める移動報告が行われていなかった。
(注意事項) なし	
監査対象機関	森林環境部 中北林務環境事務所
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年5月28日～29日、7月15日
	監査の結果
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件(工事1)	1) 清里の森別庄地地下設物撤去業務において、山梨県建設工事執行規則第20条に定める現場代理人及び主任技術者の通知を書面により受けていなかった。
(注意事項) なし	
監査対象機関	森林環境部 島東林務環境事務所
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年5月27日～28日、7月8日
	監査の結果
(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) 1件(物品1)	
監査対象機関	森林環境部 島南林務環境事務所
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年5月29日～30日、7月4日
	監査の結果
(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) 1件(収入1)	
監査対象機関	森林環境部 富士・東部林務環境事務所
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年6月2日、7月8日
	監査の結果
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件(支出1)	1) 令和5年度復旧治山事業朝日小沢治山工事に伴う立木損失補償費用の電子決裁による支出命令書の回収時に、契約書が添付されていなかった。

(注意事項)なし		
(指摘事項)なし	(指摘事項)2件(給与1、物品1)	
	① 週休日の振替に係る時間外勤務手当について、次のとおり不備があった。 として、勤務1時間当たりの給与額に25／100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給していたが、当該週に休日があったため、1週間の勤務時間が3.8時間4.5分を超えておらず、時間外勤務手当が過大に支給されているものがった。	
	② 振替を行った日に係る時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま過大に支給されているものがあつた。	
(注意事項)なし	2) 財務規則第168条に定める占有物品払出調書が作成されていなかつた。	
監査対象機関	産業政策部	産業政策課
監査対象期間	令和6年度	
監査実施日	令和7年6月27日、7月30日	監査の結果
(指摘事項)なし	(指摘事項)なし	
(指導事項)なし	(指導事項)1件(財産1)	
	1) 公有財産の取扱について、公有財産事務取扱規則第50条第1項に定める移動報告が行われていないものがあつた。	
(注意事項)なし	(注意事項)なし	
監査対象機関	産業政策部	成長産業推進課
監査対象期間	令和6年度	
監査実施日	令和7年6月10日、7月30日	監査の結果
指導事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。		
監査対象機関	産業政策部	産業振興課
監査対象期間	令和6年度	
監査実施日	令和7年6月5日、7月30日	
指導事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。		
監査対象機関	産業政策部	産業人材課
監査対象期間	令和6年度	
監査実施日	令和7年6月17日、7月30日	監査の結果
(指摘事項)なし	(指摘事項)なし	

(注意事項) 1件 (重点事項1)

監査対象機関	観光文化・スポーツ部 観光政策グループ
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年6月12日、9月12日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	観光文化・スポーツ部 スポーツ振興課 (国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室)
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年6月17日、9月12日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

(注意事項) なし

監査対象機関	農政部 農政総務課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月15日、8月28日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) 2件 (重点事項2)	

監査対象機関	観光文化・スポーツ部 観光振興課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年6月13日、9月12日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	農政部 相手・農地対策課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月16日、8月28日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	農政部 販売・輸出支援課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月18日、8月28日
監査の結果	

(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (重点事項1)	
(注意事項) なし	
(指摘事項) なし (財産1)	

監査対象機関	観光文化・スポーツ部 富士山観光振興課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年8月7日、9月12日
監査の結果	

監査対象機関	農政部 農業技術課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月16日、8月28日
監査の結果	

(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (財産1)	
(注意事項) なし	
(指摘事項) なし (物品1)	

監査対象機関	観光文化・スポーツ部 文化振興・文化財課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年6月11日、9月12日
監査の結果	

(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (物品1)	
(注意事項) なし	
(指摘事項) なし (文化財4点)	

1) 県指定文化財である化石4点が所在不明のままであった。

1) 県指定文化財である化石4点が所在不明のままであった。

監査対象機関	農政部 果樹・6次産業振興課	監査対象機関	農政部 農地課
監査対象期間	令和6年度	監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月18日、8月28日	監査実施日	令和7年7月12日、8月28日
(指摘事項)	なし	(指摘事項)	なし
(指導事項)	なし	(指導事項)	なし
(注意事項)	1件（重点事項1）	(注意事項)	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。
監査対象機関	農政部 畜産課	監査対象機関	農政部 中北農務事務所
監査対象期間	令和6年度	監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月18日、8月28日	監査実施日	令和7年4月22日～23日、5月28日
(指摘事項)	なし	(指摘事項)	なし
(指導事項)	3件（収入1、財産1、工事1）	(指導事項)	3件（財産1、工事2）
(注意事項)	なし	(注意事項)	なし
1) たい肥の戻却に係る未収金について、山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則に定める督促状の発付が、納期後20日以内に行われていなかつた。	1) 取得用地に未登記のものがあつた。		
2) 行政財産の使用許可と借受財産について、公有財産事務取扱規則第50条第2項及び第54条第2項に定める移動報告が行われていないものがあつた。	2) 大井ヶ森地区大井ヶ森ため池付帯工事は、ため池堤体に対して法面工（植生マット工、丸太筋工）及び安全施設工（転落防止補工）を施工するものであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が250万円を超えない請負契約）に基づき、随意契約により実施されていた。		
3) 県立八ヶ岳牧場本場内配水管工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく分別解体等及び再資源化等の実施が義務づけられた工事であり、再資源化等は実施されていなかつたが、次とのおり不備があつた。	本ため池の改修工事を完了した業者は、現場の状況や周辺の地形状況を熟知しているためとの理由が記載されていた。		
①同法第11条に定める分別解体等の計画などに関する事項について、講負者から書面によく分別解体等及び再資源化等の実施が義務づけられた工事である旨の通知が行われていなかつた。	しかしながら、見積合わせを省略する場合には、財務規則第137条第3項に規定する特別な理由が必要であり、ある程度の経済性を犠牲にしても特定の者と契約する客觀的かつ合理的な理由の提示が求められるところ、客觀性や合理性を十分に示していないにもかかわらず、二人以上の者から見積書を徵していなかつた。		
②同法第12条第1項に定める対象建設工事の届出に係る事項について、講負者から書面による交付及び説明を受けていなかつた。	3) 下津金地区和田ため池付帯工事は、ため池堤体に対して、堤体土工（路床（築堤）盛土・埋戻、余盛部盛土、法面整形、植生シート）、土砂等運搬（場内搬入、場外搬出）、天端工（敷砂利）などを施工し、仮設工として、下流仮設ヤード（整地）、ため池進入路（掘削、残土運搬、法面整形）を施工するものであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が250万円を超えない請負契約）に基づき、随意契約により実施されていた。		
③同法第13条第1項に定める対象建設工事の分別解体等の方法や解体工事に要する費用等を書面に記載し、署名又は捺印をして相互に交付すべきところ、なされていなかつた。	本件契約においては、見積合わせが省略されており、支出負担行為同いには、令和5年度に本ため池の改修工事を実施した業者は、現場の状況や周辺の地形状況を熟知しており、工事後が250万円を超えない請負契約）に基づき、随意契約により実施されていた。		
(注意事項)	なし	(注意事項)	なし
監査対象機関	農政部 食糧花き水産課	監査対象機関	農政部 嵐東農務事務所
監査対象期間	令和6年度	監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月17日、8月28日	監査実施日	令和7年4月17日～18日、7月2日
(指摘事項)	なし	(指摘事項)	なし
(指導事項)	1件（工事1）	(指導事項)	なし
(注意事項)	なし	(注意事項)	なし
1) 山梨県立フジワーセンター周回道路改修工事において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、再資源化等は実施されていたが、同法第11条に定める分別解体等の計画等に関する通知が行われていなかつた。	1) 土地売買代金及び物件移転補償金の支払において、委任状の提出がないまま、指定された第三者名義の預金口座に払込みを行っているものがあつた。		
(注意事項)	なし	(注意事項)	なし
監査対象機関	農政部 農村振興課	監査対象機関	農政部 果樹・6次産業振興課
監査対象期間	令和6年度	監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月23日、8月28日	監査実施日	令和7年7月18日、8月28日
(指摘事項)	なし	(指摘事項)	なし
(指導事項)	なし	(指導事項)	なし
(注意事項)	なし	(注意事項)	なし

		監査の結果 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはないかった。
2) 取得用地に未登記のものがあった。 令和5年度以前の未登記 17筆		3) 地調査業務委託契約書において、契約書第2条に定める仕様書及び同第9条に定める個人情報取扱い事項が添付されていないものがあった。
(注意事項) なし		
監査対象機関	農政部 岐南農務事務所	監査の結果
監査対象期間	令和6年度	監査の結果
監査実施日	令和7年4月17日～18日、5月28日	監査の結果
(指摘事項) なし		指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。
(指導事項) 1件(財産1)		監査の結果
1) 取得用地に未登記のものがあった。 令和5年度以前の未登記 137筆		
(注意事項) なし		
監査対象機関	農政部 富士・東部農務事務所	監査の結果
監査対象期間	令和6年度	監査の結果
監査実施日	令和7年5月8日～9日、7月8日	監査の結果
(指摘事項) なし		指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。
(指導事項) 1件(財産1)		監査の結果
1) 取得用地に未登記のものがあった。 令和5年度以前の未登記 5筆		
(注意事項) なし		
監査対象機関	県土整備部 県土整備総務課(建設業対策室、リニア整備推進室)	監査の結果
監査対象期間	令和6年度	監査の結果
監査実施日	令和7年7月8日、8月26日	監査の結果
(指摘事項) なし		指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。
(指導事項) 1件(重点事項1)		監査の結果
(指導事項) 1件(重点事項1)		監査の結果
1) 建設業許可データ入力処理業務委託契約書の情報セキュリティに関する特記事項に、受託者は発注者である山梨県知事に対して、受託業務に係るセキュリティ責任及び業務従事者を書面で明らかにしなければならないと定められているが、履行されていなかった。		
(注意事項) なし		指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。
監査対象機関	県土整備部 用地課	監査の結果
監査対象期間	令和6年度	監査の結果
監査実施日	令和7年7月10日、8月26日	監査の結果
(指摘事項) なし		指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。
(指導事項) 1件(物品1)		監査の結果
1) 貨物物品について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書が作成されていなかった。		
(注意事項) なし		
監査対象機関	県土整備部 技術管理課	監査の結果
監査対象期間	令和6年度	監査の結果
監査実施日	令和7年7月10日、8月26日	監査の結果
(指摘事項) なし		指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。
(指導事項) 1件(物品1)		監査の結果
1) 貨物物品について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書が作成されていなかった。		
(注意事項) なし		
監査対象機関	県土整備部 都市計画課(景観まちづくり室)	監査の結果
監査対象期間	令和6年度	監査の結果
監査実施日	令和7年7月2日、8月26日	監査の結果

監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (重点事項1)	1) インスタグラムを活用したインフラ魅力発信業務委託契約書の情報セキュリティに関する特記事項に、受託者は発注者である山梨県知事に対して、受託業務に係るセキュリティ責任者及び業務従事者を書面で明らかにしなければならないと定められているが、履行されていなかつた。
(注意事項) なし	
監査対象機関	県土整備部 建築住宅課 (住宅政策室)
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月4日、8月26日
	監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。	
監査対象機関	県土整備部 管総課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月2日、8月26日
	監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。	
監査対象機関	県土整備部 中北建設事務所 (本所)
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年5月26日～27日、7月16日
	監査の結果
(指摘事項) 1件 (収入1)	1) 道路使用料の調定について、6か月以上遅延しているものがあつた。 (合計 34,106,977円)
(指導事項) 3件 (支出1、給与1、財産1)	1) 甲府駅南口駅前広場一般自動車待機場管理業務委託料について、かいの出納開鎖である令和7年4月30日までに支払が行われなかつたため、財務規則第84条に基づき過年度支出すべきところ、していなかつた。 2) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができる場合、1週間の勤務時間が3・8時間4・5分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25／100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給していたが、人事給与システムへの入力に誤りがあり、過大に支給されているものがあつた。 3) 取得用地に未登記のものがあつた。
令和5年度以前の未登記	74筆
(注意事項) なし	

監査の結果	
(指摘事項) なし	1) 取得用地に未登記のものがあつた。 令和5年度以前の未登記 160筆
(注意事項) なし	
監査対象機関	県土整備部 島東建設事務所
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年5月13日～14日、7月4日
	監査の結果
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (財産1)	1) 取得用地に未登記のものがあつた。 令和5年度以前の未登記 281筆
(注意事項) なし	
監査対象機関	県土整備部 島南建設事務所 (身延支所)
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年5月13日～14日、7月4日
	監査の結果
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (財産1)	1) 取得用地に未登記のものがあつた。 令和5年度以前の未登記 365筆
(注意事項) なし	
監査対象機関	県土整備部 富士・東部建設事務所 (本所)
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年6月2日、4日、7月8日
	監査の結果
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (財産1)	1) 取得用地に未登記のものがあつた。 令和5年度以前の未登記 356筆
(注意事項) なし	

監査対象機関	県土整備部 富士・東部建設事務所(吉田支所)	監査の結果
監査対象期間	令和6年度	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。
監査実施日	令和7年5月20日～21日、7月4日	監査の結果
(指摘事項)	なし	
(指導事項)	1件(財産1)	
1) 取得用地に未登記のものがあった。 令和5年度以前の未登記 166筆		
(注意事項)	2件(収入1、支出1)	
監査対象機関	県土整備部 流域下水道事務所	監査の結果
監査対象期間	令和6年度	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。
監査実施日	令和7年5月20日、7月4日	監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。		
監査対象機関	出納局(会計課、管理課、工事検査課)	監査の結果
監査対象期間	令和6年度	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。
監査実施日	令和7年8月5日、8月25日	監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。		
監査対象機関	企業局(電気事業会計)	監査の結果
監査対象期間	令和6年度	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。
監査実施日	令和7年6月24日～25日、7月24日	監査の結果
(指摘事項)	なし	
(指導事項)	2件(給与2)	
1) 県外旅費の支給において、旅費条例の規定により、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算することとされているが、公務上の必要又はやむを得ない事情がないにもかかわらず、経済的かつ合理的でない経路で計算され、過大に支給されていたものがあった。 2) 県外旅行において、同一地域内の移動に要した鉄道賃が、旅行総費の範囲内であるにもかかわらず、旅費として過大に支給されているものがあった。		
(注意事項)	なし	
監査対象機関	企業局本課(温泉事業会計)	監査の結果
監査対象期間	令和6年度	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。
監査実施日	令和7年6月24日～25日、7月24日	監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。		
監査対象機関	企業局本課(地域振興事業会計)	監査の結果
監査対象期間	令和6年度	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。
監査実施日	令和7年6月17日、24日、7月24日	監査の結果
(指摘事項)	なし	
監査対象機関	企業局本課(温泉事業会計)	監査の結果
監査対象期間	令和6年度	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。
監査実施日	令和7年6月24日、7月24日	監査の結果
(指導事項)	なし	
監査対象機関	企業局石和温泉管理事務所	監査の結果
監査対象期間	令和6年度	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。
監査実施日	令和7年5月30日	監査の結果
(指摘事項)	なし	
(指導事項)	なし	
(注意事項)	1件(契約1)	
監査対象機関	教育厅 総務課(教育企画室)	監査の結果
監査対象期間	令和6年度	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。
監査実施日	令和7年7月11日、8月25日	監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。		
監査対象機関	教育厅 福利給与課	監査の結果
監査対象期間	令和6年度	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。
監査実施日	令和7年7月1日、8月25日	監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。		
監査対象機関	教育厅 学校施設課	監査の結果
監査対象期間	令和6年度	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。
監査実施日	令和7年7月4日、8月25日	監査の結果
(指導事項)	なし	

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関 教育厅 義務教育課

監査対象期間 令和6年度

監査実施日 令和7年7月8日、8月25日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件 (重点事項1)

1) 次の委託契約書の情報セキュリティに関する特記事項に、受託者は発注者である山梨県教育委員会教育長に対して、受託業務に係るセキュリティ責任者及び業務従事者を書面で明らかにしなければならないと定められているが、履行されていなかつた。

① 教職魅力発信強化事業費教員応援活動画作成業務委託契約書
② 新たな学びの姿に向けた授業改善推進事業委託契約書

(注意事項) なし

監査対象機関 人事委員会事務局

監査対象期間 令和6年度

監査実施日 令和7年7月11日、8月25日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件 (給与1)

1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が3・8時間4・5分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に2・5／1・00の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあつた。

(注意事項) なし

監査対象機関 監査委員事務局

監査対象期間 令和6年度

監査実施日 令和7年6月5日、7月23日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件 (給与1)

1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が3・8時間4・5分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に2・5／1・00の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあつた。

(注意事項) なし

監査対象機関 労働委員会事務局

監査対象期間 令和6年度

監査実施日 令和7年6月5日、7月23日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件 (重点事項1)

1) 令和6年度山梨・忠清北道中学生国際交流事業（日韓青少年国際交流事業）業務委託契約書において、契約書第2条に定める仕様書、同第9条に定める個人情報取扱特記事項、及び同第10条に定める情報セキュリティに関する特記事項が添付されていなかつた。

(注意事項) なし

監査対象機関 保健体育課（全国高校総体推進室）

監査対象期間 令和6年度

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件 (重点事項1)

1) 令和6年度山梨・忠清北道中学生国際交流事業（日韓青少年国際交流事業）業務委託契約書において、契約書第2条に定める仕様書、同第9条に定める個人情報取扱特記事項、及び同第10条に定める情報セキュリティに関する特記事項が添付されていなかつた。

(注意事項) なし

監査実施日 令和7年7月10日、8月25日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件 (支出1)

1) 政務活動費収支報告書において、政務活動記録票と領収書の写しの金額等が相違しているものがあつた。

(注意事項) なし

監査対象機関 警察本部

監査対象期間 令和6年度

監査実施日 令和7年7月24日～25日、8月7日、9月9日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件 (重点事項1)

1) 令和6年度山梨・忠清北道中学生国際交流事業（日韓青少年国際交流事業）業務委託契約書において、契約書第2条に定める仕様書、同第9条に定める個人情報取扱特記事項、及び同第10条に定める情報セキュリティに関する特記事項が添付されていなかつた。

(注意事項) なし

監査対象機関 教育厅

監査対象期間 令和6年度

監査実施日 令和7年7月24日～25日、8月7日、9月9日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件 (重点事項1)

1) 令和6年度山梨・忠清北道中学生国際交流事業（日韓青少年国際交流事業）業務委託契約書において、契約書第2条に定める仕様書、同第9条に定める個人情報取扱特記事項、及び同第10条に定める情報セキュリティに関する特記事項が添付されていなかつた。

(注意事項) なし

【意見】

令和7年度（上期）監査対象機関ごとの収入未済の内容は次のとおりである。
 今後とも、収入未済の解消のため、山梨県帶給債権処理方針等に基づき、債権者や連帯保証人への催告・交渉など債権回収を図ることは当然であるが、さらには、支払督促や強制執行など法的措置も視野に入れた対策を推進するよう努められたい。

令和6年度出納開鎖時における収入未済（対象：令和7年度上期監査分）

(単位：円)

部局	監査対象機関	内 容	収入未済額
総合県民支援局	こども福祉課	児童扶養手当過払金の返納金	37,911,994
		母子福祉資金貸付金償還金（元金）	2,147,580
		母子福祉資金貸付金（利子）	15,090
		母子福祉資金貸付金償還金（違約金）	37,235
	まなび支援課	私立高等学校等奨学金貸付金返還金	113,500
	働く人・働き方支援課	緊急雇用創出事業に係る不当事項により累が被った損害の賠償金	17,228,546
	人事課（働きやすい職場づくり支援室）	非常勤嘱託職員報酬に係る返納金	125,525
	職員厚生課	疗内託児所利用料	9,000
	資産高度利用推進課	土地貸付料	406,262
	健康・長寿推進課	高齢者居室等整備資金償還金	7,427,100
	高齢者居室等整備資金利子收入		1,734,124
	児童福祉総務費負担金（短期入所費負担分）		26,412
	児童措置費負担金		1,126,341
	児童福祉施設費負担金		1,567,736
福祉課	音構福社セーター使用料		349,700
	在宅重度心身障害者居室整備資金利子收入		7,645,810
	重度心身障害者医療費貸付金償還金元金		1,250,538
	重度心身障害者医療費貸付金償還金延滞金		2,891,195
	看護職員修学資金貸付金償還金（元金）		109,491
	看護職員修学資金貸付金償還金（延滞利息）		8,848,038
	医務課		352
	林業振興課	医師修学資金貸付金償還金	2,703,000
	森林環境部	看護職員修学資金貸付金償還金（元金）	42,000
	林業構造改善事業費補助金返還金延滞利息		14,807,804
	林業・木材産業改善資金貸付金償還金（元金）		150,852
	林業構造改善事業費補助金返還金延滞利息		16,039,000
	林業・木材産業改善資金貸付金償還金（元金）		7,055,023
	県有林課	「滑里の森」別荘地の建物取去・土地明け渡し請求訴訟に係る建物強制取去登録費	7,618,738

別添2

部局	監査対象機関	内 容	収入未済額
環境整備課	廃棄物不法投棄に対する行政代執行費用	197,870,412	
	産業廃棄物不適正処理に対する行政代執行費用	743,921,206	
	土地貸付け料	39,465,618	
	違約金及び延滞利息	2,294,997	
	和解に基づく滞納貸付料の納入に係る利息、清里の森別荘地の未払料、損害金及び延滞利息	3,338,368	
	工事請負契約公正入札違約金	769,153,188	
	土地貸付け料	38,223	
	工事契約解除に伴う違約金	113,400	
	土地貸付け料	27,303,103	
	違約金及び延滞利息	532	
	創造技術研究開発費補助金の交付決定一部取消処分に伴う補助金返還金	800,000	
	中小企業高度化資金貸付金償還金	85,142,670	
	小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金	5,641,000	
	農業改良資金貸付金償還金	92,955,910	
	農業改良資金貸付金償還金	48,711,548	
	違約金及び延滞利息	310	
	農業改良資金貸付金償還金	39,600	
	農業改良資金貸付金償還金	39,284,114	
	工事契約解除に伴う前払金返還利息	29,672	
	工事請負契約公正入札違約金	334,253,735	
	工事請負契約公正入札違約金	350,952,212	
	工事請負契約公正入札違約金	66,863,729	
	工事請負契約公正入札違約金	48,613,771	
	工事請負契約公正入札違約金	41,062,064	
	県営住宅使用料	320,996,567	
	県営住宅駐車場使用料	5,154,500	
	県営住宅被損賃借金	204,825	
	県営住宅無断退去者に係る退去修繕費	1,459,650	
	県営住宅明け渡し請求不履行に係る損害賠償金	1,475,090	
	行政財産使用料	45,298	
	用地買収返還金	1,334,000	
	甲府駅南口駅前広場使用料（一般自動車待機場）	193,500	
	工事契約解除違約金	594,000	
	道路使用料	31,394,376	
	工事契約解除違約金及び前払金返還利息	1,523,409	
	工事請負契約に伴う違約金及び延滞利息	721,096	
	工事請負契約公正入札違約金	834,234,114	

令和7年度 行政監査実施結果

地方自治法第19条第2項及び山梨県監査基準第2条第1項第2号の規定に基づき実施した
令和7年度行政監査の結果は、次のとおりである。

第1 監査の概要

部局

監査対象機関	内 容	収入未済額
河川使用料	519,240	
河川使用料に係る延滞金	183,180	
工事契約解除に伴う前払金返還利息	394,124	
河川使用料	1,459,461	
工事契約解除に伴う前払金返還利息	29,342	
非常勤嘱託職員報酬に係る返納金	82,401	
道路使用料	190,049	
道路使用料に係る延滞金	9,920	
工事請負契約公正入札違約金	20,108,187	
温泉供給収益収入	6,916,672	
県立学校教職員給与に係る過払金	165,577	
教育奨励資金貸付償還金	11,139,600	
地域改善対策高等学校等賛学資金返還金	15,034,580	
定期制講習等修学援助金返還金	471,000	
合 計 額	4,294,777,696	

(※本庁各機関はH7.5.31、出先機関はH7.4.30現在)

1 テーマ

長期にわたり多額の補助金等を交付している事務の手続及び事業の効果等について

2 テーマ選定理由

住民の福祉の増進や経済活動の支援等、一定の行政目的を達成するため、各種の補助制度等に基づき、長期にわたり多額の補助金等を交付するケースが見受けられる。
一方で、社会経済情勢は急激に変化していることから、「住民の福祉の増進」が図られているか、「最小の経費で最大の効果」を挙げているか、「組織及び運営の合理化」が図られているかについて、特に意を用いるほか、事務の執行が法令の定めるところに従って適正に行われているかどうかについて検証することが求められる。
このため、事務手續面も含めた補助制度の内容を検証し、必要に応じ業務の改善を図ることを目的に監査を実施する。

3 監査対象事務

令和6年度時点において、制度創設から10年以上経過し、5年連続して毎年度10億円以上を県が交付している補助金及び交付金。ただし、地方税法に基づく交付金を除く。

4 監査の着眼点

監査は主に次の着眼点に基づき実施した。

- (1) 事業に関する交付要綱や要領等は適正に定められているか。
- (2) 事務手続きは適正に行われているか。(補助金額等の算定、申請、報告、交付決定等)
- (3) 事業の実施により期待される効果を挙げているか。
- (4) 社会経済情勢の変化に伴い必要に応じ制度の見直しが行われているか、など

5 実施期間

令和7年6月3日から令和7年11月5日まで

6 実施方法

監査対象機関に対し調書及び関係書類の提出を求め、事務局職員が書面監査及び関係職員から聞き取りを行う実地監査を実施した。

第2 拠助金等の交付事務の概要

補助金等の交付事務については、地方自治法のほか、山梨県財務規則、山梨県補助金等交付規則等の規定に基づき執行されている。また、山梨県補助金等交付申請者が書面による交付申請を行い、県が審査後に交付決定を行う。補助事業等の完了後、補助事業者が実績報告書を県に提出し、県が審査後に補助金等の額を確定し、当該補助事業者に通知することが基本的な手順となってい。なお、会計事務ガイドブック（山梨県出納局作成）では、補助金等について次のとおり説明している。

○ 拠助金

特定の事業研究等を育成助長するために、県が公益上必要があると認めた場合に補助するもの。

○ 交付金

一般的には、法令、条例等で市町村あるいは組合等に対して県の事務を委任又は委託している場合において、当該事務処理等の報償として交付するもの。

関係法令条文

【地方自治法】（抄）

第2・3・2条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

【山梨県補助金等交付規則】（抄）

（補助金等の交付の申請） 第4条 拠助金等の申請（契約の申込み）は、（補助金等の目的及び内容、補助金等の額その他必要な事項を記載した申請書（契約の申込み）に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

（補助金等の交付の決定） 第5条 知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査により、補助金等を交付すべきだと認めたときは、すみやかに補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。

2 脇

（実績報告書） 第1・2条 补助事業者等は、補助事業等が完了したとき、又は第6条第1項第3号の規定による補助事業等の廃止の承認を受けたときは、補助事業等の実績を記載した補助事業等実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。補助事業等が完了しない場合において補助金等の決定に係る県の会計年度が終了したときも、同様とする。

2 略

第3 監査結果

各部局に対し調査を実施した結果、監査対象は5事業であることを把握した。その後、監査対象機関に対し調書及び関係書類の提出を求め、事務局職員が書面監査及び関係職員から聞き取りを行う実地監査を実施した。

1 監査対象補助金等の趣旨

監査対象は次の5事業であり、関係法令や各交付要綱による補助金等の趣旨は、次のとおりであった。（金額は令和6年度交付額）

（1） 山梨県私立学校運営費補助金（まなび支援課）

○ 山梨県私立学校運営費補助金交付要綱（抄）

第1条（趣旨）

私立学校（私立の高等学校、中学校、小学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園並びに専修学校及び各種学校をいう。）の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する生徒、児童及び幼児に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の運営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達向上を図るために、予算の範囲内において学校法人に対し補助金を交付する。

（2） 山梨県私立高等学校等就学支援金（まなび支援課）

○ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（抄）

第1条（目的）

高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができるることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与すること目的とする。

○ 山梨県私立高等学校等就学支援金交付要綱（抄）

第1条（趣旨）

高等学校等就学支援金の支給に関する法律第6条に規定する高等学校等就学支援金（以下「交付金」という。）の取扱いについては高等学校等就学支援金の支給に関する法律その他の関係政令及び省令並びに山梨県補助金等交付規則に定めのあるもの（以下「本要綱」という）によることとする。

2,022,314千円

3,151,874千円

（3） 山梨県重度心身障害者医療費助成事業費補助金（障害福祉課）

1,343,216千円

○ 山梨県重度心身障害者医療費助成事業費補助金交付要綱（抄）

第1条（趣旨）

重度心身障害者の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図るため、市町村が行う重度心身障害者に対する医療費助成事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

（4） 山梨県演習場交付金（森林環境政策課）

1,830,066千円

○ 山梨県演習場交付金交付要綱（抄）

第2条（目的）

北富士演習場と植樹用貸地、部分林等の地元利用の2つの土地利用関係を両立させるこ

とにより、北富士演習場の円滑な使用を図ることを目的とする。

(5) 山梨県小規模事業経営支援事業費補助金（産業政策課）

- 山梨県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱（抄）

第1条（補助金交付の目的）
商工会若しくは商工会議所又は山梨県商工会連合会の行う小規模事業者の経営の改善
発達活動支援、合併した商工会への支援のための事業の充実を図るとともに、商工会に
対する山梨県商工会連合会の指導の推進を図り、もって小規模事業者の振興と安定に寄与
することを目的とする。

2 着眼点に基づいた監査結果

(1) 事業に関する交付要綱や要領等は適正に定められているか

監査対象5事業のうち4事業においては、山梨県補助金等交付規則に基づく個別の交付要綱が適正に定められていた。
また他の1事業は、地方自治法第232条の2に基づく個別の交付要綱が適正に定められていた。

要綱や要領等が適正に定められているか	事業数
いる	5
いない	0
計	5

(2) 事務手続きは適正に行われているか（補助金額等の算定、申請、報告、交付決定等）

監査対象5事業すべてにおいて、個別の交付要綱に定められた事務手続きを適正に行つて
いた。

事務手続きは適正に行われているか	事業数
いる	5
いない	0
計	5

なお1事業については、令和6年度の変更交付決定通知書の決裁途中において、根拠書類一式が綴られたファイル1冊を予算担当課が溶解書類として処理したと考えられる事務処理ミスの事案があった。現在は、起案に際して書類を電子化して回議を行うなどの改善が図られている。

(3) 事業の実施により期待される効果を挙げているか

監査対象5事業すべてにおいて、制度目的に沿った効果を挙げているものと認められた。

事業の実施により期待される効果を挙げているか	事業数
いる	5
いない	0
計	5

(4) 社会経済情勢の変化に伴い必要に応じ制度の見直しが行われているか

監査対象5事業のうち4事業は、社会経済情勢の変化に伴い必要に応じ制度の見直しが行われていたが、他の1事業は制度創設時から現在まで、基本的には見直しが行われていなかつた。

必要に応じ制度の見直しが行われているか	事業数
いる	4
いない	1
計	5

【見直し内容例】

- 山梨県私立学校運営費補助金
○ 職業実践専門課程に必要な経費を新たに補助対象とした。
○ 山梨県私立高等学校等就学支援金
所得が一定額に満たない者のうち、多子世帯（第3子以降）に対する加算を拡充した。
(県独自の制度による)
私立高等学校授業料の支援対象者を拡大した。(令和7年度～)
○ 山梨県重度心障害者医療費助成事業費補助金
医療費の助成方法について、窓口無料方式から自動還付方式に変更した。
○ 山梨県小規模事業経営支援事業費補助金
経営指導員の配置基準として県独自に組織率（会員数）を設定し、地域産業活性化への努力が反映される内容へ変更した。

第4 監査結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりである。なお、意見の内容については、監査対象機関等に文書で通知し、監査の結果とともに公表する。

1 支付要綱や要領等の整備について

いざれの補助金・交付金も、地方自治法や山梨県補助金等交付規則等に基づく要綱が整備されている。

2 事務手続きの適正性について

いざれの補助金・交付金も、地方自治法や山梨県補助金等交付規則等に基づく要綱に基づいて、適正に事務手続きが執行されている。

3 事業実施による効果について

山梨県演習場交付金（同特別附加算交付金を除く。以下同様。）以外の補助金・交付金については、いざれも、山梨県補助金等交付規則に定められている「交付申請」、「交付決定」、「実績報告」及び「額の確定」といった書類が整備されており、地方自治法第232条の2に規定する公益上の必要性は確認できた。

一方、山梨県演習場交付金については、「北富士演習場と櫛樹用貸地、部分林等の地元利用の2つの土地利用関係を両立させることにより、北富士演習場の円滑な使用を図ることを目的」としているが、その性質は県が土地を演習場として使用させることにより林業経営等が阻害されたことに対する補償と考えることができ、結果的に交付目的は達成されている。

4 社会経済情勢の変化に伴う制度の見直しについて

山梨県演習場交付金以外の補助金・交付金については、特段の見直しの必要はない。山梨県演習場交付金は昭和25年に演習場として接收された際に、賃貸借契約、部分林設定契約又は山梨県恩賜国有財産管理条例に基づく入会慣行の承認といった形式的な違いはある、それぞれの土地における林業経営等が阻害されたことに対する補償として段階的に支払いが始まった。当時は木材の対価物価高騰も現在と比べて相対的に高く、県の土地を使用して木材を生産し、また県の土地に入り下草やキノコ類などいわゆる林野雜産物を探ることは生活基盤そのものを構成する行為であった。したがって、演習場の接收によりこれらの行為が阻害されることとなる補償として、土地所有者である県が交付金を交付することに公益上の必要性はあった。

しかし、現在その補償額（約18億3,000万円）を見れば、賃貸借契約だけに着目しても、賃借人が県に支払う賃料額は年間約1,500万円に対し、県が賃借人に支払う金額は、試算では約6億2,000万円と40倍以上の開きがある（令和6年度分）。これは土地の使用を阻害された補償に演習場の円滑な使用という公益上の必要性を加味したとしてもいかにもアンバランスに過ぎる。加えて、立木の収穫適齢期は一般的には50年であり、林業収入や下草や山林収穫物が生活の基盤となっていた接収当時は格別、接收から75年が経過した現在の山林との関わり及び生活環境は大きく変化している。

もとより「演習場の円滑な使用」という公益上の必要性の観点から交付金を支出することに

は何ら問題はない。よって、今後の交付金の在り方について、歴史的経過及び社会経済情勢の変化を十分踏まえた上で検討に努められたい。

5 総括的な意見

今回、多額の補助金・交付金を支出しているものについて行政監査を行ったが、山梨県演習場交付金以外は山梨県補助金等交付規則に基づき交付申請、実績報告がなされ制度目的に沿った支出がなされているものと認められる。

一方、山梨県演習場交付金については、制度発足から75年が経過していることから、今後の在り方について社会経済情勢の変化を踏まえ検討されたい。